

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 875 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手 4926 の 8、4931 の 25、4931 の 29、4931 の 52、4931 の 54、4931 の 55
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 876 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る町の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨八代市長から届出があった。
 平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する町
八代市港町 273、274、275、276 地先公有水面埋立地 29,680.02 平方メートル	八 代 市 港 町

公 告

熊本県公告第 807 号

宇土市宇土八水土地改良区理事長田中正から平成 14 年 4 月 8 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 10 月 28 日付けで認可した。
 平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 808 号

熊本市寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
 平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 輝 明	熊本市立福寺町 807 番地

熊本県公告第 809 号

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和 28 年熊本県条例第 25 号）に基づく平成 14 年度熊本県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。
 平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子